

国立大学法人奈良教育大学資金管理規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月1日規則第4号

改正 平成24年2月22日規則第17号

目 次

第1章	総則	(第1条～第5条)
第2章	資金の調達	(第6条～第10条)
第3章	資金の運用	(第11条～第13条)
第4章	雑則	(第14条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学会計規程（平成16年奈良教育大学規則第92号。以下「会計規程」という。）第7章の定めるところにより、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の資金の効率的調達と運用の手続きについて必要な事項を定め、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則における資金管理業務とは、資金の調達と運用に関する全ての業務をいう。

(資金管理方針)

第3条 理事（総務担当）（以下「理事」という。）は、会計規程第44条第1項に基づく資金管理方針を作成する際には、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理を行うことを考慮しなければならない。

(資金繰計画)

第4条 理事は、会計規程第44条第1項に基づく資金繰計画を作成する際には、資金の有効的な管理を行うことを考慮し、短期的な資金需要に対しては短期借入の可否等を、また長期的な資金需要に対しては長期借入や奈良教育大学法人債の発行の可否を検討しなければならない。

2 理事（総務担当）は、年次資金繰計画をもとに、以下の資金繰計画を速やかに作成しなければならない。

- 一 四半期資金繰計画
- 二 月次資金繰計画

3 資金繰計画を見直す必要が生じた際には、随時速やかに前2項に準じた手続きを行うものとする。

(資金管理実績の報告)

第5条 理事は、四半期に一度、直近四半期の実績を学長に報告しなければならない。

2 理事は、年度当初に、前年度の資金管理の実績を経営協議会に報告するものとする。

3 理事は、安全確実な資金管理について疑義が生じた場合など必要と判断したときには、遅滞なく学長に報告しなければならない。

第2章 資金の調達

(資金の調達の原則)

第6条 本学の運営に要する資金は、原則として、運営費交付金収入、学生納付金収入、寄附金収入、受託研究費収入等及びその他自己収入によって調達するものとする。

(短期借入金)

第7条 理事は、一時金の不足を調達するため、会計規程第45条第1項による短期借入を行う場合には、借入先、借入金額、借入利率、返済期限及び担保の有無等を明らかにしたうえで、学長の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第8条 学長は、第4条第1項の資金繰計画に基づき、会計規程第46条第1項による長期借入を行う場合には、借入先、借入金額、借入利率、返済期限及び担保の有無等を決定しなければならない。

(奈良教育大学法人債)

第9条 学長は、第4条第1項の資金繰計画に基づき、会計規程第46条第1項による奈良教育大学法人債を発行するときには、発行金額、発行利率、償還期限及び担保の有無等を決定しなければならない。

(担保)

第10条 理事は、第7条から第9条の場合を除き、本学の資産を担保に供する場合には、担保提供先、担保の理由等を明らかにし、学長の承認を得なければならない。

第3章 資金の運用

(資金運用の原則)

第11条 理事は、資金管理方針及び資金繰計画に基づき資金を適切に管理して、安全有効にその運用を行わなければならない。

(資金運用の対象)

第12条 資金運用の対象は、次に定めるとおりとする。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債権をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(有価証券)

第13条 資金繰計画に基づく有価証券の取得及び処分については、理事（総務担当）の承認を得なければならない。

2 前項の場合以外に有価証券を取得及び処分する場合には、学長の承認を得なければな

らない。

3 有価証券は原則として、金融機関に保護預かりとする。

第4章 雑則

(実施要項)

第14条 この規則の施行について必要な事項は理事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第4号）

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

2 国立大学法人奈良教育大学資金管理規則（平成16年奈良教育大学規則第99号）の運用にあたり、理事（総務担当）が欠員の場合は、「理事（総務担当）」を「事務局長」に読み替えるものとする。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。